

児童養護施設における安全委員会方式の導入について —導入のために必要な条件と手続きについて—

Introduction of the Security Committee Program into Child Protection Institutions : Required Conditions and Procedure for Introduction

築山高彦* 山田光治**

TSUKIYAMA Takahiko, YAMADA Mitsuharu

要旨：

児童養護施設等で発生している暴力問題に対して、児童と職員の安心・安全な生活を保障する取り組みとして、安全委員会方式が一定の効果を上げている。愛知県の児童相談所が施設と協働しながら、平成24年度からその導入に取り組んだ具体的な状況について整理し、導入のために必要な条件として、①施設長のリーダーシップ、②中核的職員の存在、③理事会の理解と支援、④児童相談所のバックアップの4点を、具体的に導入を進めて行く上での必要な手続きとして、①内部委員の決定、②施設内コンセンサスの形成、③児童への周知・説明、④外部委員の選定・依頼・研修の4点を指摘し、それぞれについて検討を加えた。

Abstract

Security Committee Program has an effect on serious violence in the Child Protection Institution as means which ensures relief and security of children and staffs. Child Guidance Center in Aichi Prefecture tackled introduction of Security Committee Program from 2012 while collaborating with Child Protection Institution. As a result, we found that the necessary conditions for introduction are ①facility director's leadership ②core staff for introduction ③the board director's understanding and support ④support by Child Guidance Center. Furthermore, we concluded that the necessary procedures for introduction are ①decision of committee member in the Institution ②consensus-making in the Institution ③explanation to children ④decision and training of external committee members.

キーワード：児童養護施設、暴力問題、児童相談所、安全委員会方式の導入

Keyword: Child Protection Institution, Violence, Child Guidance Center, Introduction of Security Committee Program

I はじめに

1 児童養護施設における暴力問題

児童入所施設等の職員から児童への暴力等については「被措置児童等虐待」として、平成21年4月に改正施行された「児童福祉法」第33条の10以下に規定され、その防止に向けた様々な取り組みがなされている。虐待や様々な理由により家庭生活できない要保護児童が「社会的養護」の名の

下、家庭の代替的な機能を果たすべき施設で生活するのであるから、その安心・安全な環境を保障することは、最重要課題である。ゆえに、被措置児童等虐待の防止が規定されたことは当然のことであるが、児童福祉法には、①職員からの身体的虐待、②職員からの性的な虐待、③職員によるネグレクト、④職員からの心理的な虐待の4つが被措置児童等虐待として定義されているものの、「児童間の暴力」、「児童から職員への暴力」について

*愛知県西三河児童・障害者相談センター

**岡崎女子短期大学幼児教育学科

は規定がない。「児童間の暴力」については、それを放置することが③ネグレクトとされているものの、「放置」の考え方は示されていない

筆者らは、愛知県の児童相談センター（児童福祉法でいう「児童相談所」という）の職員としての勤務経験を持つものであるが、その中で、児童養護施設においては「職員から児童への暴力」よりも、「児童間の暴力」、「児童から職員への暴力」が圧倒的に多いのではないかという印象を持っていた。暴力の問題は、被害者となった児童が怯え、傷付き、その安心で安全な生活が奪われるだけでなく、加害児童も当該施設での養育は困難という烙印を押され、場合によっては「児童自立支援施設」への措置変更や退所という結果を招き、双方が傷つくことになる。また、筆者らは、保育士を始め施設の直接処遇職員も児童から暴力を受けることで、自己の処遇能力に自信を無くしたり、バーンアウト、退職に至った例を多く見てきた。このように、児童養護施設における暴力問題は、入所児童だけでなく職員の安心・安全を脅かすものであるとともに、施設の危機管理能力を問われる大きな問題であり、その抜本的な対応が求められてきた。

こうした問題への対応は、当該施設だけの課題ではなく、児童について、入所措置だけでなく、施設の日常的な生活場面やトラブルへの対応、退所・家庭復帰に向けた支援についても役割を果たすことが求められている児童相談所としても、大きな責務があると考えられる。また、保育士等施設職員の養成を行う大学としても、その持つノウハウを施設運営や保育士養成教育場面に提供できる機会があると思われる。

2 児童福祉施設安全委員会方式

この方式は田嶋誠一（九州大学大学院教授）が考案し、平成18年1月に山口県内の児童養護施設に初めて導入されたものである。2レベル（顕在化、潜在化）3種（職員から児童へ、児童間、児童から職員へ）の暴力に対して包括的に取り組むものであり、これまで主に個々の職員の力量に任されていた施設内の暴力問題への対応について組織を挙げて、システムとして対応するものである。それにより、施設の子どもたちの「安心・安全」な生活を徹底して保障し、子どもたちの成長のエネルギーを引き出すことをねらいとしてお

り、大きく、「安全委員会による審議と対応」と「職員による安全委員会と連動した活動」で構成されている。詳しくは田嶋の成書（2011）に譲るが、この方式は、田嶋が指摘するように、従来の、「暴力の理解」、「心理臨床モデル」、「養育モデル」を否定して転換するものではなく、それを包括しつつ転換していくものであり、まさに、筆者らが今、施設内での処遇に必要なものではないかと感じていたものであった。

3 愛知県の取り組み

愛知県の児童相談所は、平成24年度から児童養護施設に安全委員会方式を導入する取り組みを行ってきた。児童相談所が行政処分を行う措置権者として指示的、指導的に施設支援を行うのではなく、相互の専門性や立場を尊重しながら、互いの理解を深めながら取り組むことが必要であるとの視点に立ち、入所児童にとっても、そこで働く職員にとっても、その安心・安全な施設生活を保障する仕組みづくりに、児童相談所と施設が協働して取り組むことが必要であるとの判断からであるが、この具体的な方法や内容等については、全国児童福祉安全委員会連絡協議会第6回全国大会基調講演で発表したところである。

4 本研究の目的

本研究では、平成24年度から愛知県の児童相談所と児童養護施設が協働して安全委員会方式の導入について取り組みを進めてきた中で、導入に至った例と導入に至らなかった例の具体的な状況について整理し、導入のために必要な条件と必要な手続きについて検討し、今後の取り組みの指針を得ることを目的とした。

II 取り組みの状況

ここでは、取り組み方のパターン別に、時系列でアプローチの目的と内容、その効果等について整理する。

1 先行的な取り組みとして、一つ一つ児童相談所と施設が話し合いながら導入を進めた事例

- (1) A学園（導入に至った例）
（表1）

表1 A学園の導入経緯

時期	アプローチの目的と内容、効果等	備考・ポイント
H24.5～	施設内研修委員から園長に「安全委員会方式」に関する研修会開催の提案→園長が田畠教授の著作を読み理念等を理解。必要性は高いと考えるも導入には躊躇（関係機関の協力、職員の同意が得られるかどうか）があった。	安全委員会に関心が高い職員 園長が必要性を理解
H24.7月上旬	施設職員研修（全員）「暴力問題の理解と対応」（講師：N児相児童心理司）→現状についての職員の理解が進む。	職員研修 児相の支援（研修講師）
H24.8月中旬	施設職員研修（中堅職員）「安全委員会方式の背景と必要性」（講師：N児相長、児童心理司）→安全委員会方式についての職員の理解が進むが職員にも導入にいろいろな意見あり。	職員研修 児相の支援（研修講師）
H24.9月中旬	施設職員研修（全員）「児童福祉施設における暴力問題の理解と対応～安全委員会方式の実際～」（講師：田畠教授） →安全委員会方式についての職員の具体的なイメージが形成。導入に向けての積極的な反対はなし。導入に大きく前進。	職員研修 児相の支援（調整）
H24.9月下旬	園長が安全委員会方式の導入を決定→N児相長に伝達	園長の決断
H24.10月中旬～	安全委員会方式導入後の事務局となる職員とN児相児童心理司との調整の開始（今後の進め方、マニュアル作成等） →事務に不慣れな施設職員の相談に丁寧に対応。職員も熱心。	中核的職員の頑張り 児相の支援（相談）
H24.11月中旬	第4回安全委員会全国大会（新潟）へ園長・中核的職員が参加→既導入施設の情報収集。	安全委員会全国大会
H24.11月下旬	安全委員会方式を導入する旨、園長が法人理事会に報告→承認を得る。	法人の承認
H24.12月中旬	施設職員研修（全員）「キーパーソン検討会議」（講師：田畠教授）→安全委員会方式の具体的な運営等についての職員のイメージが形成。	職員研修 児相の支援（調整）
H24.12～	園長から外部委員委嘱依頼。 中核的職員によるマニュアル等の施設職員への周知。併せて入所児童への周知。	外部委員の理解 児相の支援（相談） 職員・児童への周知
H25.1月中旬	外部委員研修「安全委員会方式について」（講師：N児相児童心理司） →外部委員の安全委員会方式についての理解が進む。	児相の支援（研修講師）
H25.1末	安全委員会方式立ち上げ集会の開催	児童の理解 児相の支援（相談）
H25.2末	第1回安全委員会の開催	児相の支援（相談）

2 「安全委員会方式導入推進委員会」を設置して、ステップ1～3により導入を進めた事例

※「安全委員会方式導入推進委員会」

A学園での導入の経験を踏まえ、平成25年度に、県内の複数の児童養護施設に安全委員会方式を導入することを目的として、中央児童・障害者相談センター内に、「安全委員会方式導入推進委員会」事務局を置き、施設とその管轄地域に当該施設を有する児童相談所と3者がともに協働しながら、ステップ1～3の段階を設定して取り組んだ。

※「ステップ1～3」

- ・ステップ1（研修）：施設職員と児童相談所職員の合同研修会を開催。施設の現状等を踏まえ、今、施設に求められている対応や安全委員会方式の基本的な考え方について理解を深めることを目的とした。
- ・ステップ2（施設分析）：導入前調整として、施設の現状分析を行う。ステップ1の研修を踏まえ、「施設の養育理念」「施設内不適応行動」等について、一般論ではなく、自分の施設の問題として振り返り、システムとしての対応の必要性について理解することを目的とした。
- ・ステップ3（導入準備）：導入を決定した施設に

表2 B寮の導入経緯

時期	アプローチの目的と内容、効果等	備考・ポイント
H25.1～	施設長が独自に田嶋教授の著作を読み理念等を理解。必要性は高いと考えるも導入には躊躇あり。「職員の反発が強いのではないか」	施設長が必要性を理解
H25.3上旬	N児相長から施設長に職員研修の実施を提案。→施設長了解。	施設長の理解 児相の支援（相談）
H25.3中旬	施設職員研修（全員）「児童養護施設の現状と課題」（講師：N児相長、児童心理司）→施設の置かれた現状と課題、どのように対応したらいいのかについての理解を深めることを目的とした。職員の反応は良好。	職員研修 児相の支援（研修講師）
H25.4中旬	施設職員研修（全員）「安全委員会方式について」（講師：N児相長、児童心理司）→職員への安全委員会方式の概要の理解を促すことを目的。	職員研修 児相の支援（研修講師）
H25.4下旬	法人理事長がN児相に来所。以後の児相の施設支援について協力依頼→従前から施設長が理事長に導入の必要性を説明しており、理事長も理解。	施設長の決断 法人の理解
H25.6.18 H25.7.2	県が設置した「安全委員会導入推進委員会」開催のステップ1「児童養護施設等と児童相談センター合同研修会」に施設長と中核的職員が参加	職員研修 児相の支援（研修講師）
H25.6末 H25.7中旬	県が設置した「安全委員会導入推進委員会」開催のステップ2「施設の現状と課題を考える」を実施。→施設職員が自分の施設を客観的に捉える機会となり、参加した中核的職員の大きな意識変化が認められ、導入への動機づけがなされた。	児相の支援（相談）
H25.7下旬～	安全委員会方式導入後の事務局となる職員とN児相児童心理司との調整の開始（今後の進め方、マニュアル作成等） →事務に不慣れな施設職員の相談に丁寧に対応。職員も熱心。	中核的職員の頑張り 児相の支援（相談）
H25.8下旬	施設職員研修（全員）「安全委員会方式の実際」「キーパーソン検討会議」（講師：田嶋教授）→安全委員会方の実際についての職員の具体的なイメージが少しずつ形成。	職員研修 児相の支援（調整）
H25.10上旬	第5回安全委員会全国大会（北海道）に園長・中核的職員が参加→既導入施設の情報収集	安全委員会全国大会
H25.11～	施設長から外部委員委嘱依頼	外部委員の理解
H25.11下旬	外部委員（施設所在地の小・中学校長）を訪問し、安全委員会方式について説明（N児相長、児童心理司）	児相の支援（調整）
H25.11下旬	施設職員研修（全員）「緊急対応マニュアルロールプレイ」「キーパーソン検討会議」（講師：田嶋教授）→安全委員会方の実際についての職員の理解を深める。	職員研修 児相の支援（調整）
H25.12～	中核的職員によるマニュアル等の施設職員への周知。併せて入所児童への周知。	児相の支援（相談） 職員・児童への周知
H26.1下旬	外部委員研修「安全委員会方式について」（講師：N児相児童心理司） →外部委員の安全委員会方式についての理解が進む。	児相の支援（研修講師）
H26.2上旬	安全委員会方式立ち上げ集会の開催	児童の理解 児相の支援（相談）
H26.2末	第1回安全委員会の開催	児相の支援（相談）

対して、第1回の安全委員会開催までの手続き等について、施設、管轄児相、推進委員会が確

認しながら期限を定めて進める。

表3 C学園の導入経緯

時 期	アプローチの目的と内容、効果等	備考・ポイント
H25.4～	従前から児童の問題行動への対応に関する施設長の独自の取り組みがなされており、安全委員会方式についての関心も高く、条件を整えば導入したい希望があった。	施設長必要性を理解
H25.6.18 H25.7.2	県が設置した「安全委員会導入推進委員会」開催のステップ1「児童養護施設等と児童相談センター合同研修会」に中核的職員が参加	職員研修 児相の支援（研修講師）
H25.8中旬 H25.9中旬	「安全委員会導入推進委員会」開催のステップ2「施設の現状と課題を考える」を実施。→施設職員が自分の施設を客観的に捉える機会となったが、参加した中核的職員からは、安全委員会導入による事務量等職員負担の増加を危惧する声が出た。	児相の支援（相談） 中核的職員の不安
H25.12月上旬	ステップ2の3回目を実施。ステップ2の総括を行う中で、施設長から26年度に職員体制が強化されることから、安全委員会方式の導入を行いたい旨発言があったことから、ステップ3の取り組みについて相談。	施設長の決断 児相の支援（相談）
H26.2下旬	「安全委員会導入推進委員会」開催のステップ3の中の施設内全体研修「児童養護施設の現状と課題」「安全委員会方式について」（講師：N児相長、児童心理司）、併せて、ステップ3の進め方スケジュールについて意見交換→初めて施設職員全体への研修を実施。中核的職員が積極的取り組む姿勢に変化。	職員研修 児相の支援（研修講師） 中核的職員の頑張り
H26.3	理事会で新年度の事業計画として安全委員会方式を導入する旨説明。了解を得る。	理事会の承認
H26.6月上旬～	安全委員会方式導入後の事務局となる職員とT児相、N児相担当との調整の開始（今後の進め方、マニュアル作成等）→事務に不慣れな施設職員の相談に丁寧に対応	中核的職員の頑張り 児相の支援（相談）
H26.6月上旬	施設職員研修（全員）「キーパーソン検討会議」（講師：田嶋教授）→安全委員会方の実際についての職員の具体的なイメージが形成。	職員研修 児相の支援（調整）
H26.7～	施設長から外部委員委嘱依頼	外部委員の理解
H26.8～	中核的職員によるマニュアル等の施設職員への周知。併せて入所児童への周知。	児相の支援（相談） 職員・児童への周知
H26.9月上旬	外部委員研修「安全委員会方式について」（講師：N児相長）→外部委員の安全委員会方式についての理解が進む。	児相の支援（研修講師）
H26.9月中旬	安全委員会方式立ち上げ集会の開催	児相の支援（相談）
H26.10月上旬	第6回安全委員会全国大会（広島）への中核的職員の参加→既導入施設の情報収集	安全委員会全国大会
H26.10末	第1回安全委員会の開催	児相の支援（相談）

表4 D寮の経緯

時 期	アプローチの目的と内容、効果等	備考・ポイント
H25.6.18 H25.7.2	県が設置した「安全委員会導入推進委員会」開催のステップ1「児童養護施設等と児童相談センター合同研修会」に中核的職員が参加	職員研修 児相の支援（研修講師）
H25.8末 H25.9下旬	「安全委員会導入推進委員会」開催のステップ2「施設の現状と課題を考える」を実施。→個々の職員は現状における問題点に気づいているが、課題が組織として十分に共有されず、改革への動きに中々結びつかない。職員の負担感も大きい。	児相の支援（相談）
H25.12月上旬	ステップ2の3回目を実施。ステップ2の総括を行い、児童の安心・安全な生活の保障について現状からのレベルアップを図る必要性について意見交換を行う。システム的、マニュアル的対応への理解が十分に得られず一応の終了。	児相の支援（相談）

表5 E学園の経緯

時 期	アプローチの目的と内容、効果等	備考・ポイント
H25.6.18 H25.7.2	県が設置した「安全委員会導入推進委員会」開催のステップ1「児童養護施設等と児童相談センター合同研修会」に中核的職員が参加	職員研修 児相の支援(研修講師)
H25.8末 H25.10初	「安全委員会導入推進委員会」開催のステップ2「施設の現状と課題を考える」を実施。→施設職員が自分の施設を客観的に捉える機会となり、現状への理解が深まり、参加した職員から改革の意欲もうかがえたが、安全委員会導入による事務量等職員負担の増加を危惧する声があった。	児相の支援(相談) 中核的職員の不安
H25.10末	施設職員研修(全員)「安全委員会方式の取り組み」「キーパーソン検討会議」(講師:田畠教授)→安全委員会方の実際についての職員の具体的なイメージが形成。	職員研修 児相の支援(調整)
H25.12中旬	ステップ2の3回目を実施。ステップ2の総括を行い、児童の安心・安全な生活を保障について現状からのレベルアップを図る必要性について、具体的な対応を検討することになる。	児相の支援(相談)
H26.3中旬	「安全委員会導入推進委員会」開催のステップ3の中の施設内全体研修「児童養護施設の現状と課題」「安全委員会方式について」(講師:N児相長、児童心理司)→改めて職員研修を行い、継続的な取り組みを続けていくことの必要性を伝える。→H26年度:園長以下の職員体制の変化により中断	職員研修 児相の支援(研修講師)

- (1) B寮(導入に至った例)
(表2)
- (2) C学園(導入に至った例)
(表3)
- (3) D寮(導入に至らなかった例)
(表4)
- (4) E学園(導入に至らなかった例)
(表5)

Ⅲ 考 察

1 導入のために必要な条件

Ⅱで整理した5施設の状況から、共通する以下の4点をピックアップした。

(1) 施設長のリーダーシップ

今回、安全委員会方式の導入に至った3施設の状況をみると、いずれも、早い段階で施設長が安全委員会方式の内容を理解し、その導入の必要性について前向きに捉えていたことが分かる。

これまで施設は、暴力問題等の問題行動が発生

する度に、職員の処遇力を高めるための研修、児童への個別的な心理療法や性教育等、様々な対策を行ってきた。しかしながら、こうした取り組みにより問題行動が改善しても、職員や児童の入れ替わり等の環境の変化により再発したり、同じような問題が繰り返し発生してきた。この状況を何とか改善したいという強い使命感や従来の方針にとらわれない柔軟な思考力が施設長にあり、それが「安全委員会方式」に向けられたものと思われる。こうした、動きの背景には、施設長のマネジメント能力の高さ、危機管理への関心の高さがあることもうかがえる。

さらに、導入を決意した後も、実際の導入の手続きを進める際に、いろいろな意見や考えがある職員間の調整や指導を粘り強く継続し、組織としてまとめていく力や責任者として外部委員の選定や法人理事会に働きかける等、トップとしてのリーダーシップを積極的に発揮していることが分かる。

(2) 中核的職員の存在

次に、施設長の意思決定の下で、それを忠実に、着実に、粘り強く具体化していく能力と行動力を持った中核的な職員の存在が挙げられる。導入に

至った3施設とも、施設長の決断後に、中核的な職員が、導入に向けた具体的な手続きについて児童相談センターと繰り返し相談や調整を行い、事務的な業務を厭わずに取り組んでいる。直接処遇職員として、毎日の生活の中で子どもと向き合う仕事を行っている者は、事務的な仕事には不慣れで、苦手意識があるのが一般的であるが、彼らは、労を惜しまずに取り組むとともに、若い職員や経験が少ない職員の指導も積極的に行っており、その頑張りには目を見張るものがあった。彼らにも、施設を変える、子どもを守る、職員も守るという強い信念があったと思われる。

(3) 理事会の理解と支援

3施設ともに、法人理事会の承認・理解は比較的容易に得られている。承認に難航し、施設長が苦慮したという報告はない。これは、施設長が法人の中で信頼されているという証しであるとともに、施設長が施設運営に心置きなく取り組むことができる法人としての体制があることを意味すると思われる。

(4) 児童相談所のバックアップ

3施設とも、施設長個人の理解は出来ていたものの、いざ導入に舵を切ろうとした際は、いずれの施設長からも「児童相談所や学校等の関係機関の協力は得られるだろうか」、「職員の同意が得られるだろうか。反対しないだろうか」といった不安や躊躇があったことを聞いている。この不安等に対しては、関係機関の中核となる児童相談所が導入に積極的である姿勢を示すとともに、職員の理解を深めるための研修についても協力を申し出ることによって、施設長の不安等を和らげ、導入に向けた行動を後押ししたと考えられる。A学園の園長は後日、「県、児童相談センターの全面的な支援体制が確認できたことで導入を決断した」と述べており、B寮、C学園とも、「児相がバックアップしてくれる今、取り組まねば、いつやるのか」と思ったと述べている。

こうした、施設を支援する姿勢を示すだけでなく、児童相談所は、実際に具体的な事務的な対応、研修の準備、調整、関係機関（学校等）との調整、施設からの相談（日々の児童処遇に関することも含めた）に対する丁寧な対応も行っており、その果たす役割は大きかったといえる。

2 導入のために必要な手続き

(1) 内部委員（中核的職員、事務局職員）の決定
前節で中核的な職員の存在は導入のための必要な条件として挙げたが、この職員は、安全委員会の事務局要員であり、内部委員も務めることとなる。業務に対する熱意だけでなく、事務的な能力、児童に対する指導力、他の職員からの信頼感のある職員を選定する必要がある。できれば、経験年数、性別、個性等を勘案し、2人選任することが望ましいと考えられる。導入した3施設とも2人の職員を選任しているが、彼らが事務局として、実際に安全委員会を切り盛りすることになる。

(2) 施設内コンセンサスの形成（職員研修）

施設職員は、当該施設において要保護児童を養育するという共通の目的の中で業務に従事していても、採用職種、経験、養育観（児童観）等により、様々な考え方を持っている。また、その施設が永年培ってきた養育理念もある。こうしたことから、安全委員会方式についての職員の理解も一様でなく、個々の職員の独学に任せておいては、共通の理解は中々形成されない。そこで、共通の理解を図るための研修が必要不可欠となる。

導入した3施設とも、導入までに3回以上の職員研修を行っている。個々の施設の状況により多少内容が異なるが、少なくとも、以下の4パターンの研修が必要と考えられる。

- ・職員研修①（背景と施設の現状理解）：「児童養護施設の現状と課題」「暴力等施設内の問題行動の考え方と対応」に関する研修と「施設現状分析」を行い、安全委員会方式の導入が必要となる状況について理解する。
- ・職員研修②（概要の理解）：安全委員会方式の概要について理解する。
- ・職員研修③（キーパーソン検討会議）：加害児童、被害児童となる可能性が高い児童についてのケース検討と安全委員会方式の実際の活動について理解する。
- ・職員研修④（マニュアル、連動活動の理解、ロールプレイ）：作成したマニュアルの理解と実際場面での対応についての実践的な研修

これら4パターンの研修（職員全体）を行うとともに、棟単位や小グループ単位での勉強会や研修を行い、個々の職員が理解を深める、自ら考えるための取り組みも必要である。

(3) 児童への周知・説明

施設内に新たなシステムを導入していくためには、入所児童と職員との関係が、指示が通る関係、相互に信頼する関係が求められることは言うまでもない。実際は、方式を導入し、実践していく中でこの関係が強化されていくことになるのではあるが、少なくとも、導入前に、児童への明確なメッセージを示す必要がある。施設が組織として、暴力を許さないことに本気で取り組む、という意思を児童に伝える、覚悟を見せることは大切なことである。もちろんこの方法は、職員から一方的に押し付けるものではなく、児童の意見等を聞きながら、民主的に進めていくべき問題であり、そのやり方も、児童個人との話し合い、児童会等での児童同士の話し合いや児童会と職員との話し合い等、様々な工夫が求められる。しかし、何よりも重要なのは、大人の決意をしっかりと示すという点である。

(4) 外部委員の選定と依頼、研修

外部委員は、学識経験者、児童相談所職員、学校、主任児童委員、理事会メンバー等により構成させる。いわゆる地域で入所児童と関わりを持つ様々な人によって構成され、地域の関係者の目で子どもを見守り、応援するという趣旨が醸し出される人選が必要である。安全委員会は、児童や職員を厳しく叱責するだけではない。暴力はいけないこととして注意するが、むしろ、これからの当該児童や職員の頑張りを支持し、応援する側面の方が強い。そういった演出効果が高まる人選が求められる。

特に必要と考えられるのは、先ず、委員長候補として学識経験者、できれば施設がある地域に近い大学教員等で、要保護児童や児童養護施設、それらの関係機関について十分な知識と経験を有する者が望ましい。次に、児童相談所職員としては、担当レベルで実際に児童と面接等を行う職員と課長あるいは所長といった管理職レベルの職員、学校については小中学校の校長、さらに当該施設がある地域住民で、施設への理解や関心が高い人が望ましい。導入した3施設では、いずれも小中学校については、校長が委員となっているが、校長先生は、児童にとって自分の生活の周りでは「一番偉い人」であり、その人が自分の施設にやってくる、自分の生活を見てくれるという事実は、児

童にとって非常に大きなインパクトを与えるものとなる。

こうした、外部職員への委嘱に際しては、安全委員会方式の理念や仕組みについて十分説明をするとともに、導入前に理解を深めるための外部委員研修を行うことは必須である。特に委嘱する委員は、子どもの育成等に関するプロであり、長い人生経験を有し、その人なりの子育て観や子ども観を有する人たちであることから、丁寧で、粘り強い説明が必要である。場合によっては、児童相談所の支援も必要と考えられる。実際にB寮の導入の際には、当該小中学校長には、施設長説明とは別に、児童相談所長と担当心理司が安全委員会方式について説明を行っている。その際、安全委員会方式の趣旨の理解というよりも、施設入所児童に関係する大人達が、一緒に連携して、入所児童のことを考え、支援することが安全委員会の趣旨であるという説明の仕方の方が理解が得やすいと思われる。

IV おわりに

児童養護施設等の児童入所施設で、残念ながら暴力等の問題行動が発生している現状に対して、児童だけでなく、職員も含めて、その安心・安全な生活を保障する取り組みとして、安全委員会方式が一定以上の効果があることは、その導入施設の状況から、報告されてきた。そこで、今回は、愛知県の児童相談所が施設と協働しながらその導入に取り組んだ個々の具体的な状況について整理することで、安全委員会方式の導入のために必要な条件と具体的に導入を進めて行く上での必要な手続きについて考察した。安全委員会方式の導入のために必要な条件として4点、具体的に導入を進めて行く上での必要な手続きとして4点を指摘し、それぞれについて検討を加えた。

今後は、その導入効果や安定した運営のために必要なことについても検討を加え、引き続き安全委員会方式の導入とその効果的な運営に取り組んでいくとともに、児童養護施設における児童と職員の安心・安全な生活を保障する仕組みについて研究を行っていきたい。

【文 献】

田寫誠一「児童福祉施設における暴力問題の理解と対応」(金剛出版 2011)

田寫誠一「いじめ・暴力問題が私たちにつきつけているもの」(現代思想 第40巻第16号 12月増刊号 2012)

田寫誠一「いじめ・暴力問題と安心・安全への取り組み」(教育と医学 第61巻第7号 2013)

田寫誠一「非行問題における暴力問題への対応の重要性」(児童心理 第68巻第9号 2014)

築島 健「社会的養護の施設で生活することのリスク」(教育と医学 第60巻第8号 2012)

厚生労働省「児童相談所運営指針」(2013)